

第2回 環境モデル都市ワーキンググループ

議事次第

日時：平成25年8月1日（木）

9：30～11：00

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 開会

2. 議事

- ①平成25年度環境モデル都市追加選定について
 - ・環境モデル都市募集要領の確認
 - ・環境モデル都市募集様式の確認
 - ・環境モデル都市選定プロセスの確認
- ②平成25年度選定スケジュールについて
- ③評価を進めるにあたっての前提

3. 閉会

配布資料一覧

資料1. 環境モデル都市WG 委員名簿

資料2-1. 平成25年度募集要領新旧対照表

資料2-2. 平成25年度募集要領（案）

資料3-1. 提案書 様式1

資料3-2. 提案書 様式2

資料4. 環境モデル都市WGによる評価の体制

資料5. 環境モデル都市選定基準の運用方針

資料6-1. 環境モデル都市選定までのプロセス（概要）

資料6-2. 環境モデル都市提案に係る評価のプロセスと方針について

資料6-3. 環境モデル都市評価プロセスのイメージ

資料7. 公募以降の選定スケジュール

資料8. 評価を進めるに当たっての前提

参考資料1. 環境未来都市推進委員会設置要綱

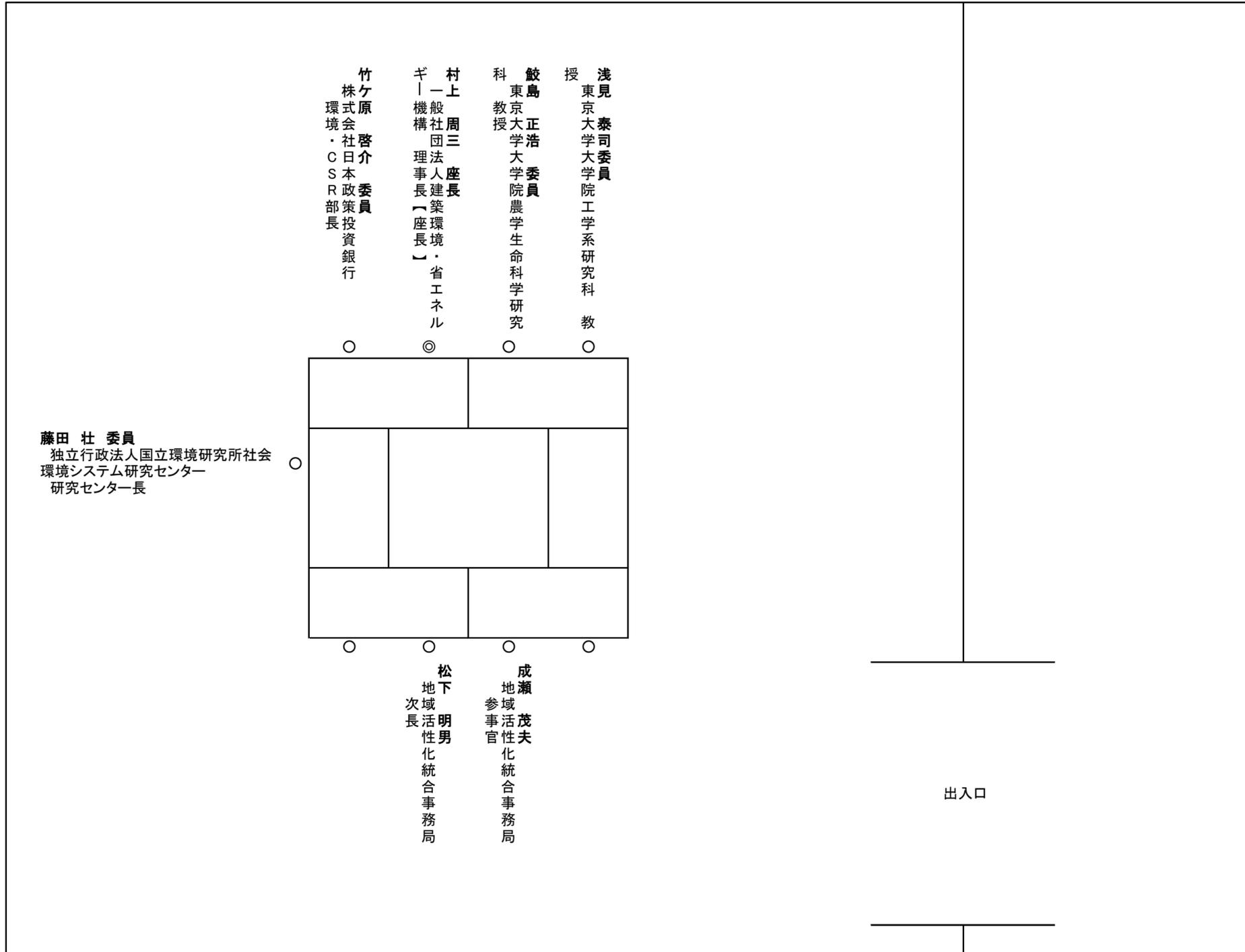
参考資料2. 環境モデル都市ワーキンググループ設置要綱

第2回環境モデル都市ワーキンググループ 座席表

平成25年8月1日(木)

9:30~11:00

永田町合同庁舎1階 第三共用会議室



環境未来都市推進委員会 設置要綱

(設置)

1. 内閣官房に環境未来都市推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(任務)

2. 推進委員会は、環境未来都市及び環境モデル都市の透明性・公平性・中立性を高めるため、選定基準の検討、選定案の作成に資する客観的評価及び選定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 推進委員会は、学識経験者等のメンバーで構成する。
(2) 座長は構成員が互選する。
(3) 座長は必要に応じて、個別の議題について構成員をメンバーとするワーキンググループを設置・開催できる。

(招集)

4. 推進委員会の会議及びワーキンググループは、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 推進委員会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により推進委員会の会議を開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 推進委員会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、推進委員会の会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 推進委員会の会議及びワーキンググループの庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、推進委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。

環境未来都市推進委員会環境モデル都市ワーキンググループの設置要綱

(設置)

1. 環境未来都市推進委員会設置要綱（平成 25 年 5 月 29 日制定）第 3. (3)に基づき、環境未来都市推進委員会のもとに環境モデル都市ワーキンググループ（以下、環境モデル都市 WG）を設置する。

(任務)

2. 環境モデル都市 WG は、推進委員会の任務のうち、環境モデル都市の透明性・公平性・中立性を高めるため、選定基準の検討、選定案の作成に資する客観的評価及び選定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い、推進委員会に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 環境モデル都市 WG は、推進委員会のメンバーで構成する。
(2) 環境モデル都市 WG の座長は、委員会の座長が兼務する。
(3) 座長は必要に応じて、環境モデル都市 WG 構成員より座長代理を指名することができる。

(招集)

4. 環境モデル都市 WG は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 座長は、やむを得ない理由により環境モデル都市 WG を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 環境モデル都市 WG は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、環境モデル都市 WG の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 環境モデル都市 WG の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、環境モデル都市 WG の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要領は、平成 25 年 7 月 3 日から施行する。

「環境モデル都市 WG」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

- ◎村上 むらかみ 周 しゅう 三 ぞう 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構
理事長 【座長】
- 浅見 あさみ 泰 やすし 司 し 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 柏木 かしわぎ 孝 たかお 夫 お 東京工業大学 特命教授
- 鮫島 さめじま 正 まさひろ 浩 ひろ 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
- 竹ヶ原 たけがはら 啓 けいすけ 介 けい 株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR 部長
- 藤田 ふじた 壮 つよし 独立行政法人国立環境研究所
社会環境システム研究センター 研究センター長

◎ . . . 座長

以上

H25 環境モデル都市追加選定 募集要領
新旧対照表

資料 2 - 1

	前回（平成 24 年 9 月）	今回（案）
I 趣旨	<p>I 趣旨</p> <p>環境モデル都市は、今後我が国が目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すことを目的に、平成 20 年度に 13 都市が選定され、各都市において低炭素社会づくりに向けた取組が進められている。新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）では、その実績を踏まえ、「環境未来都市」の創設の具体的方策として「諸施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する」としている。</p> <p>東日本大震災を契機にエネルギー問題がクローズアップされる中、環境モデル都市が進める低炭素都市づくりの取組を全国に一層普及させることが求められている。</p> <p>また、新成長戦略に定められた「環境未来都市」構想は、前述のとおり、環境モデル都市の取組がさらに発展したものと位置付けられることから、環境モデル都市を拡大することは、「環境未来都市」構想の推進を図ることにつながる。</p> <p>以上を踏まえ、環境モデル都市を公募し、追加選定を行う。</p> <p>（1）環境モデル都市の募集の目的</p> <p>1) 地球温暖化問題への統合アプローチの提示</p> <p>地球温暖化問題への対応については、政策分野毎（交通対策、エネルギー対策、廃棄物対策、森林保全等）又は部門毎（産業、民生等）に集積された対応策や対応技術等の知見を社会経済システムに組み込み、都市・地域がそれぞれの特性を活かして地球温暖化対策に自律的に取り組むこと</p>	<p>I 趣旨</p> <p>環境モデル都市は、今後我が国が目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すことを目的に、平成 20 年度に 13 都市が <u>平成 24 年度に 7 都市が</u>選定され、各都市において低炭素社会づくりに向けた取組が進められている。<u>経済財政運営と改革の基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では「環境モデル都市等の地域活性化や持続可能な地域づくりに向けた取り組みを推進する。」としている。新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）では、その実績を踏まえ、「環境未来都市」の創設の具体的方策として「諸施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する」としている。</u></p> <p><u>東日本大震災を契機にエネルギー問題がクローズアップされる中、環境モデル都市が進める低炭素都市づくりの取組を全国に一層普及させることが求められている。</u></p> <p>また、<u>日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）新成長戦略</u>に定められた「環境未来都市」構想は、前述のとおり、環境モデル都市の取組がさらに発展したものと位置付けられることから、環境モデル都市を拡大することは、「環境未来都市」構想の推進を図ることにつながる。</p> <p>以上を踏まえ、環境モデル都市を公募し、追加選定を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>（前回と同文）</u></p>

が出来る分野横断的かつ主体間の垣根を越えたな取組の方策（統合的アプローチ）によって、低炭素社会の構築を進めることが求められる。

「環境モデル都市」は、都市・地域の固有の条件や課題を前提とした分野横断的な地球温暖化対策の具体的な提案を募集し、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市・地域を「環境モデル都市」として選定するものである。提案を実現し、当該都市・地域における温室効果ガスを大幅に削減することにより、統合アプローチによる低炭素社会の構築に向けた具体的な道筋と我が国の将来像を示す。

2) 低炭素社会における都市・地域の活力の創出
都市・地域の提案は、コミュニティや住宅、建築物、インフラ、自然資産・社会資産等の既存ストックを地域の知恵と工夫によって活用し、温室効果ガスの大幅な削減と都市・地域の新たな魅力の創造、復元力の向上及び今後の長期的な活力の創出を同時に実現するものであることが期待される。

温室効果ガス排出の大幅な削減と都市・地域の新たな魅力や活力の創出を同時に達成する具体的な事例を示すことにより、我が国全体での低炭素社会の構築に向けた取組みを促す。

(2) 応募提案に求められる内容

上記2点を目的として募集する応募提案には次の内容が求められる。

1) 全国的な取組へと波及する統合アプローチの提示

都市・地域の活力の創出、人々の生活や仕事のあり方の変革、住宅・建築物・インフラ等の既存ストックや再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の地域資源の活用、食料、木材等の地産地消の促進、日本の誇る環境技術や情報通信技術の活用等の幅広い視点から、分野横断的かつ主体間の垣根を越えた統合アプローチで大幅な温室効果ガス削減に取り組むものであること。

2) 魅力的な都市・地域の将来像の提示

温室効果ガス排出の大幅な削減を目指したまちづくりに市民等の参画を得て継続して取り組むためには、その取り組みが高齢化の進展等の社会経済の変化に対応し今後の長期的な活力の創出につながることを示すことが必要である。こうした点を踏まえて低炭素社会において目指すべき魅力的な都市・地域の将来像を提示するものであること。

3) 効果的な温室効果ガス削減の具体策の提示

下記の6つの考え方を踏まえた、都市・地域固有の条件や課題に即した効果的な温室効果ガス削減の具体策が提示されるものであること。

- ①点から面へ
- ②主体間の垣根を超える
- ③需要対策に重点を置いた需給両面からのアプローチ
- ④原単位の改善に重点を置いたアプローチ
- ⑤排出量の増大要因に対応した効果的な取組
- ⑥国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革

(3) 環境モデル都市の選定と提案の具体化等

提案については、IIに掲げる選定基準に基づき、都市・地域の規模等のバランスも考慮しつつ、平成20年度選定時と同水準の提案内容の都市を選定する(次回以降の公募も予定しており、最終的には既存の13都市を含め最大で40～50

(前回と同文)

(3) 環境モデル都市の選定と提案の具体化等

提案については、IIに掲げる選定基準に基づき、都市・地域の規模等のバランスも考慮しつつ、平成20年度選定時と同水準の提案内容の都市を選定する(次回以降の公募も予定しており、最終的には既存の~~2013~~都市を含め最大で40～50都市程

	<p>都市程度（平均すると各県一都市程度）とする）。選定にあたっては、環境モデル都市評価・調査検討会による評価（必要に応じてヒヤリングも実施する）を行い、その助言を受ける。</p> <p>選定された都市・地域は環境モデル都市アクションプラン※の策定・実施に取り組む。この際、長期的な活力を持続的に発揮させるため、民間資金の導入、地域との協働等を促進することが重要である。また、定期的評価に基づく進捗管理が重要である。</p> <p>国は、環境モデル都市アクションプランの円滑な実施に向けて、環境モデル都市推進関係省庁連絡会議も活用し、新たな制度的枠組みの構築の検討を含め、総合的な支援を行うとともに、環境モデル都市の取組を国内外に波及させるため、施策の展開や情報の発信に努める。</p> <p>※アクションプランは、提案を基に、</p> <p>1) 2050 年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期(2020 年～2030 年前後までの期間。以下同じ)の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針(2050 年前後までの長期の取組方針の提示が可能であればそれも含む。)</p> <p>2) 25 年度以降 29 年度末までの 5 年以内に具体化する予定の取組内容を示すもの。選定都市において 24 年度中に策定する。</p> <p>提案の詳細はアクションプランの策定に向けた検討の中で決定されていくことを想定している。</p>	<p>度（平均すると各県一都市程度）とする）。選定にあたっては、<u>環境未来都市推進委員会（環境モデル都市ワーキンググループ）環境モデル都市評価・調査検討会</u>による評価（必要に応じてヒヤリングも実施する）を行い、その助言を受ける。</p> <p style="text-align: center;"><u>(前回と同文)</u></p> <p>※アクションプランは、提案を基に、</p> <p>1) 2050 年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期(2020 年～2030 年前後までの期間。以下同じ)の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針(2050 年前後までの長期の取組方針の提示が可能であればそれも含む。)</p> <p>2) 265 年度以降 3029 年度末までの 5 年以内に具体化する予定の取組内容を示すもの。選定都市において 254 年度中に策定する。</p> <p>提案の詳細はアクションプランの策定に向けた検討の中で決定されていくことを想定している。</p>
<p>II 募集する提案</p>	<p>II 募集する提案</p> <p>(1) 提案に求められる内容（選定基準）</p> <p>① 温室効果ガスの大幅な削減</p> <p>温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする提案であるか。</p>	<p>II 募集する提案</p> <p>(1) 提案に求められる内容（選定基準）-</p> <p>① 温室効果ガスの大幅な削減</p> <p>温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする提案であるか。</p>

(参考)

温室効果ガス排出削減に関する政府の目標等

- ・長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す(第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定))
- ・中期目標については、現行のエネルギー政策を白紙で見直すべき状況にあることから、国家戦略会議の分科会であるエネルギー・環境会議において、2013年以降の地球温暖化対策及びエネルギー・環境政策の検討を一体で進めている。
- ・原子力の依存度(kwベース)について3つのシナリオにおける2030年の温室効果ガス排出量(1990年比)

ゼロシナリオ	▲23% (追加対策後) ▲16% (追加対策前)
1.5シナリオ	▲23%
2.0~2.5シナリオ	▲25%

「エネルギー・環境に関する選択肢」(平成24年6月29日国家戦略会議エネルギー・環境会議)

② 先導性・モデル性

高い排出削減目標等を掲げ、その達成に向けて、省エネルギー、再生可能エネルギー、分散型エネルギー等へのシフトを進めるとともに、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む、他に類例のない取組であるか。また、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた

※以下の温室効果ガス排出削減の考え方に沿った取り組みであることを推奨。

・2050年に半減を超える長期的な目標を目指すものであること。

・早期に都市・地域内の排出量をピークアウトすることを目指すものであること。

・2020年~2030年までに30%以上のエネルギー効率の改善を目指すものであること。

~~-(参考)-~~

~~温室効果ガス排出削減に関する政府の目標等~~

~~・長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す(第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定))~~

~~・中期目標については、現行のエネルギー政策を白紙で見直すべき状況にあることから、国家戦略会議の分科会であるエネルギー・環境会議において、2013年以降の地球温暖化対策及びエネルギー・環境政策の検討を一体で進めている。~~

~~・原子力の依存度(kwベース)について3つのシナリオにおける2030年の温室効果ガス排出量(1990年比)~~

ゼロシナリオ	▲23% (追加対策後) ▲16% (追加対策前)
1.5シナリオ	▲23%
2.0~2.5シナリオ	▲25%

~~「エネルギー・環境に関する選択肢」(平成24年6月29日国家戦略会議エネルギー・環境会議)~~

(前回と同文)

	<p>全国及び世界の他都市・地域への、取組の波及効果が見込まれるか。</p> <p>③ 地域適応性 都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。</p> <p>④ 実現可能性 地元住民、地元企業、大学、NPO 等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施が見込まれるか。削減目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性の高い計画であるか。</p> <p>⑤ 持続性 新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。</p>	<p><u>(前回と同文)</u></p>
<p>Ⅲ 応募主体</p>	<p>(略)</p>	<p><u>(前回と同文)</u></p>
<p>Ⅳ 提案の内容</p>	<p>Ⅳ 提案の内容 提案は次の項目を提案書様式 1 にそって整理したものをもって行う。また、提案書様式 2 により提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成する。必要に応じ、参考資料を添付すること。</p> <p>1. 全体構想 目標とする環境モデル都市の姿と目標達成への道筋について概括し、以下の項目で整理する。</p> <p>1-1 環境モデル都市としての位置づけ Ⅱに掲げた提案に求められる内容（5つの選定基準）を踏まえ、提案のアピールポイントについて記述する。</p>	<p><u>(前回と同文)</u></p>

提案は、本項目に示す考え方を基に具体的な方策や考え方の先導性・モデル性を分かりやすく示し、国内外への取組の波及効果の大きさを想起させるものとなるよう留意すること。

1-2 (略)

1-3 (略)

1-4 (略)

2 取組内容

全体構想を踏まえ、1) 25年度以降の中期の削減目標に向けた取組方針、2) 25年度以降 29年度末までの5年以内に具体化する予定の取組に関する事項を整理する。

整理にあたっては、「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記載された取組内容の整理の枠組みを基礎として取組を分類し、各分類毎に以下の内容を記述する。

① 取組方針

「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記述した「中期の取組方針の考え方」を踏まえ、中期の取組方針を記述する（長期の取組方針の考え方の提示が可能であればそれについても記述する）。

また、この中期の取組方針（及び長期の取組方針）において、25年度以降 29年度末までの5年間に具体化する予定の取組がどのように位置づけられるかを記述する。

政府の関連施策と連携した取組が可能な場合には、当該施策との関係について記述する。

②5年以内に具体化する予定の取組に関する事項 取組の内容

25年度以降 29年度末までの5年間に具体化する予定の取組について記述する。取組の特徴的な推進方法については、その効果や実現可能性が明らかになるよう記述すること。

また、提案の中で特に強調したい取組は、詳細に

(前回と同文)

2 取組内容

全体構想を踏まえ、1) ~~265~~年度以降の中期の削減目標に向けた取組方針、2) ~~265~~年度以降 3029年度末までの5年以内に具体化する予定の取組に関する事項を整理する。

整理にあたっては、「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記載された取組内容の整理の枠組みを基礎として取組を分類し、各分類毎に以下の内容を記述する。

② 取組方針

「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記述した「中期の取組方針の考え方」を踏まえ、中期の取組方針を記述する（長期の取組方針の考え方の提示が可能であればそれについても記述する）。

また、この中期の取組方針（及び長期の取組方針）において、~~265~~年度以降 3029年度末までの5年間に具体化する予定の取組がどのように位置づけられるかを記述する。

政府の関連施策と連携した取組が可能な場合には、当該施策との関係について記述する。

②5年以内に具体化する予定の取組に関する事項 取組の内容

~~265~~年度以降 3029年度末までの5年間に具体化する予定の取組について記述する。取組の特徴的な推進方法については、その効果や実現可能性が明らかになるよう記述すること。

また、提案の中で特に強調したい取組は、詳細に

<p>記述すること。</p> <p>場所 特定の地区で重点的に行う取組については、都市・地域におけるその地区の位置づけ、都市・地域全域への取組の展開や削減の波及効果について考え方等を記述する。 また、その場所が特定できる地図を参考資料として添付すること。</p> <p>実施主体 取組を実施する者について可能な限り具体的に記述する。</p> <p>実施時期 取組の開始時期と期間について可能な限り具体的に記述する。</p> <p>削減見込み 事業の進捗や効果の把握を行うことが可能な取組について、その指標や把握の方法、又はそれを基に推計を行う場合の温室効果ガスの削減見込みについて記述する。 削減見込みの算定にあたっては、現行の『環境地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル』及び『環境モデル都市における温室効果ガス排出量等の算定方法(H23. 11. 09 低炭素都市推進協議会温室効果ガス排出量等の早期算定手法統一基準検討WG了承)』により行うものとする。 住宅・建築物の省エネルギー化、太陽光発電システム等の設備の普及状況、街区・地区レベルでのエネルギーの有効活用状況、緑地の整備状況などを削減効果に見込む場合にはその前提についても記述する。</p> <p>フォローアップの方法 削減状況や施策の進捗状況の把握等、フォローアップの方法について可能であれば記述する。</p>	<p>記述すること。</p> <p><u>(前回と同文)</u></p>
---	--------------------------------------

	<p>③課題 取組の実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。</p> <p>3. 平成 24 年度中に行う事業の内容 平成 24 年度中に行う下記の例に示す事業等について主要なものの内容を記述する。</p> <p>例) 提案内容の実践的具体的検討のための事業 環境モデル都市アクションプランの策定に向けた合意形成のために行う事業 環境モデル都市アクションプランの先行的な実施のために行う事業</p> <p>4. 取組体制等 環境モデル都市アクションプランの策定及び実施を円滑かつ効果的に進めるためには、都市・地域の住民グループ、NPO、企業、研究機関等様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組む必要がある。また、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材が育成されることが重要である。</p> <p>温室効果ガスの削減に向けた下記の例に示す取組体制について記述する。</p> <p>既存の枠組みを活用する場合には、既にその枠組みの下で行われている取組の状況を記述する等により、実効性が確保されることについて記述する。</p> <p>例) 市町村における推進体制の整備等 計画に基づく事業・措置の推進、効果検証のための事業者や市民等の様々な主体の参加及び各種の施策、事業等との連携・調整等 大学、地元企業等の知的資源の活用</p>	<p>③課題 取組の実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。</p> <p>3. 平成 254 年度中に行う事業の内容 平成 254 年度中に行う下記の例に示す事業等について主要なものの内容を記述する。</p> <p>例) 提案内容の実践的具体的検討のための事業 環境モデル都市アクションプランの策定に向けた合意形成のために行う事業 環境モデル都市アクションプランの先行的な実施のために行う事業</p> <p style="text-align: center;"><u>(前回と同文)</u></p>
V 募集期間・応募書類	(略)	<u>(略)</u>

の提出 方法	(略)	<u>(略)</u>
VI 問 い 合 わ せ 先	(略)	<u>(略)</u>

環境モデル都市募集要領（案）

地域活性化統合事務局

平成 25 年 9 月

環境モデル都市募集要領 ～低炭素社会に向けての挑戦～

I 趣旨

環境モデル都市は、今後我が国が目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すことを目的に、平成 20 年度に 13 都市が平成 24 年度に 7 都市が選定され、各都市において低炭素社会づくりに向けた取組が進められている。経済財政運営と改革の基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では「環境モデル都市等の地域活性化や持続可能な地域づくりに向けた取り組みを推進する。」としている。

また、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に定められた「環境未来都市」構想は、前述のとおり、環境モデル都市の取組がさらに発展したものと位置付けられることから、環境モデル都市を拡大することは、「環境未来都市」構想の推進を図ることにつながる。

以上を踏まえ、環境モデル都市を公募し、追加選定を行う。

（1）環境モデル都市の募集の目的

1）地球温暖化問題への統合アプローチの提示

地球温暖化問題への対応については、政策分野毎（交通対策、エネルギー対策、廃棄物対策、森林保全等）又は部門毎（産業、民生等）に集積された対応策や対応技術等の知見を社会経済システムに組み込み、都市・地域がそれぞれの特性を活かして地球温暖化対策に自律的に取り組むことが出来る分野横断的かつ主体間の垣根を越えた取組の方策（統合アプローチ）によって、低炭素社会の構築を進めることが求められる。

「環境モデル都市」は、都市・地域の固有の条件や課題を前提とした分野横断的な地球温暖化対策の具体的な提案を募集し、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市・地域を「環境モデル都市」として選定するものである。提案を実現し、当該都市・地域における温室効果ガスを大幅に削減することにより、統合アプローチによる低炭素社会の構築に向けた具体的な道筋と我が国の将来像を示す。

2）低炭素社会における都市・地域の活力の創出

都市・地域の提案は、コミュニティや住宅、建築物、インフラ、自然資産・社会資産等の既存ストックを地域の知恵と工夫によって活用し、温室効果ガスの大幅な削減と都市・地域の新たな魅力の創造、復元力の向上及び今後の長期的な活力の創出を同時に実現するものであることが期待される。

温室効果ガス排出の大幅な削減と都市・地域の新たな魅力や活力の創出を同時に達成する具体的な事例を示すことにより、我が国全体での低炭素社会の構築に向けた取組みを促す。

(2) 応募提案に求められる内容

上記2点を目的として募集する応募提案には次の内容が求められる。

1) 全国的な取組へと波及する統合アプローチの提示

都市・地域の活力の創出、人々の生活や仕事のあり方の変革、住宅・建築物・インフラ等の既存ストックや再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の地域資源の活用、食料、木材等の地産地消の促進、日本の誇る環境技術や情報通信技術の活用等の幅広い視点から、分野横断的かつ主体間の垣根を越えた統合アプローチで大幅な温室効果ガス削減に取り組むものであること。

2) 魅力的な都市・地域の将来像の提示

温室効果ガス排出の大幅な削減を目指したまちづくりに市民等の参画を得て継続して取り組むためには、その取組が都市・地域の新たな魅力や今後の長期的な活力の創出につながることを示すことが必要である。こうした点を踏まえて低炭素社会において目指すべき魅力的な都市・地域の将来像を提示するものであること。

3) 効果的な温室効果ガス削減の具体策の提示

下記の6つの考え方を踏まえた、都市・地域固有の条件や課題に即した効果的な温室効果ガス削減の具体策が提示されるものであること。

- ① 点から面へ
- ② 主体間の垣根を超える
- ③ 需要対策に重点を置いた需給両面からのアプローチ
- ④ 原単位の改善に重点を置いたアプローチ
- ⑤ 排出量の増大要因に対応した効果的な取組
- ⑥ 国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革

(3) 環境モデル都市の選定と提案の具体化等

提案については、Ⅱに掲げる選定基準に基づき、都市・地域の規模等のバランスも考慮しつつ、平成20年度選定時と同水準の提案内容の都市を選定する（次回以降の公募も予定しており、最終的には既存の20都市を含め最大で40～50都市程度とする）。選定にあたっては、環境未来都市推進委員会（環境モデル都市ワーキンググループ）による評価（必要に応じてヒアリングも実施する）を行い、その助言を受ける。

選定された都市・地域は環境モデル都市アクションプラン※の策定・実施に取り組む。この際、長期的な活力を持続的に発揮させるため、民間資金の導入、地域との協働等を促進することが重要である。また、定期的評価に基づ

く進捗管理が重要である。

国は、環境モデル都市アクションプランの円滑な実施に向けて、環境モデル都市推進関係省庁連絡会議も活用し、新たな制度的枠組みの構築の検討を含め、総合的な支援を行うとともに、環境モデル都市の取組を国内外に波及させるため、施策の展開や情報の発信に努める。

※ アクションプランは、提案を基に、

1) 2050 年前後までの長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期（2020 年～2030 年前後までの期間。以下同じ）の温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた取組方針（2050 年前後までの長期の取組方針の提示が可能であればそれも含む。）

2) 平成 26 年度以降平成 30 年度末までの 5 年以内に具体化する予定の取組内容を示すもの。選定都市において平成 25 年度中に策定する。

提案の詳細はアクションプランの策定に向けた検討の中で決定されていくことを想定している。

II 募集する提案

(1) 提案に求められる内容（選定基準）

① 温室効果ガスの大幅な削減

温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする提案であるか。

※以下の温室効果ガス排出削減の考え方に沿った取り組みであることを推奨。

- ・ 2050 年に半減を超える長期的な目標を目指すものであること。
- ・ 早期に都市・地域内の排出量をピークアウトすることを目指すものであること。
- ・ 2020 年～2030 年までに 30%以上のエネルギー効率の改善を目指すものであること。

② 先導性・モデル性

高い排出削減目標等を掲げ、その達成に向けて、省エネルギー、再生可能エネルギー、分散型エネルギー等へのシフトを進めるとともに、都市・地域全体の新たな取組のシステムづくりや暮らしのあり方の改善に係る統合アプローチで取り組む、他に類例のない取組であるか。また、その取組を模範・参考として同様の条件や課題を抱えた全国及び世界の他都市・地域への、取組の波及効果が見込まれるか。

③ 地域適応性

都市・地域の条件、特色を的確に把握し、その特色を活かした独自のアイデアが盛り込まれた取組であるか。

④ 実現可能性

地元住民、地元企業、大学、NPO 等の幅広い関係者の参加と協働を得るとともに、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材育成が図られるなど取組の確実で円滑な実施が見込まれるか。

削減目標の達成に向けた合理性のある取組と適切な排出削減の見込みが示された実現可能性の高い計画であるか。

⑤ 持続性

新たなまちづくりの概念が提示され、関係者の持続的な参加、取組の波及、次世代の人づくりを促す方策が示され、取組の評価・改善の仕組みが組み込まれており、取組の持続的な展開が期待できるか。

Ⅲ 応募主体

応募主体は原則として市区町村とする。

複数の市区町村の連携した取組の提案も受け付けるが、1市区町村の応募できる提案は1件とする（他市区町村と連携した提案と自らの単独の提案を同時に提出することはできない）。

都道府県については、市区町村と連携して取り組む場合に応募主体の構成員として提案を行うことができる。

Ⅳ 提案の内容

提案は次の項目を提案書様式1にそって整理したものをもって行う。また、提案書様式2により提案内容を簡潔に示す資料を併せて作成する。必要に応じ、参考資料を添付すること。

1. 全体構想

目標とする環境モデル都市の姿と目標達成への道筋について概括し、以下の項目で整理する。

1-1. 環境モデル都市としての位置づけ

Ⅱに掲げた提案に求められる内容（5つの選定基準）を踏まえ、提案のアピールポイントについて記述する。

提案は、本項目に示す考え方を基に具体的な方策や考え方の先導性・モデル性を分かりやすく示し、国内外への取組の波及効果の大きさを想起させるものとなるよう留意すること。

1-2. 現状分析

1-2-① 温室効果ガスの排出実態等

都市・地域の温室効果ガスの排出実態について、排出総量、産業、民生、運輸等の部門別の排出量、及びその推移について記述し、更にもその特徴について簡潔に記述する。

数値については推計でも可とするが、推計に用いたデータ及び推計方法について参考資料として添付すること。

また、これまでの温室効果ガス排出の削減に向けた取組を行っている場合

には、取組内容とその効果を踏まえ、今回の提案がこれまでの取組のどこを活かし、課題にどう対応するものであるかを明らかにする。

1-2-② 関係する既存の市区町村の行政計画

市区町村のエネルギー計画や交通計画、総合計画や基本構想等低炭素社会の実現に向けた取組に関係する行政計画が、温室効果ガス排出を削減する方向の計画となっているか、又は今後削減する方向で検討する予定があるかについて記述する。

1-3. 削減目標等

1-3-① 削減目標

都市・地域の将来像、長期（2050年前後までの期間。以下同じ。）の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期（2020年～2030年前後までの期間。以下同じ。）の温室効果ガスの削減目標を記述する。

目標については都市・地域の特性や取組内容に応じ、総量目標、部門別目標、原単位目標等適切なものを選択して設定し、設定の考え方について記述する。

自らの都市・地域内での削減目標の他、国内外の他地域においても温室効果ガスの削減効果の波及が認められる場合には、それも目標とすることが可能。

1-3-② 削減目標の達成についての考え方

現状分析（1-2）の記述を踏まえ、1-3-①に掲げる削減目標の達成に向けた中期の取組方針の考え方を記述する。また、長期の取組方針の考え方を示すことが可能であればそれについても記述する。

その際、将来の人口の増減や経済動向等の推計データを踏まえた排出量のトレンドや、取組による削減の程度を記述する。

また、都市・地域の温室効果ガス削減の取組方針とその削減の程度及びその見込みの根拠について簡潔に記述する。

1-3-③ フォローアップの方法

提案全体の進捗について、定期的な温室効果ガスの排出状況の把握、それを踏まえた取組の見直し等フォローアップの方法について記述する。

取組の内容に応じて温室効果ガスの排出状況の把握の他、公共交通機関の利用者数、住宅・建築物の省エネルギー化、太陽光発電システム等の設備の普及状況、街区・地区レベルでのエネルギーの有効活用状況、緑地の整備状況など、排出削減に向けた取組の進捗を検証するため、中長期的にフォローアップすべき指標等を設定し、状況を把握することが適切と考えられる場合には、その指標や把握方法についても記述する。

※5年以内に具体化する予定の取組のフォローアップの実施については、取組内容の欄に記述することとなるため、この項目に記述する必要はない。

1-4 都市・地域の活力の創出等

取組の実施により期待される都市・地域の活力の創出や住民の生活の質の向上等、地球温暖化問題への対応にとどまらない幅広い効果について記述する。

2 取組内容

全体構想を踏まえ、1) 平成 26 年度以降の中期の削減目標に向けた取組方針、2) 平成 26 年度以降平成 30 年度末までの5年以内に具体化する予定の取組に関する事項を整理する。

整理にあたっては、「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記載された取組内容の整理の枠組みを基礎として取組を分類し、各分類毎に以下の内容を記述する。

① 取組方針

「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記述した「中期の取組方針の考え方」を踏まえ、中期の取組方針を記述する（長期の取組方針の考え方の提示が可能であればそれについても記述する）。

また、この中期の取組方針（及び長期の取組方針）において、平成 26 年度以降平成 30 年度末までの5年間に具体化する予定の取組がどのように位置づけられるかを記述する。

政府の関連施策と連携した取組が可能な場合には、当該施策との関係について記述する。

② 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容

平成 26 年度以降平成 30 年度末までの5年間に具体化する予定の取組について記述する。取組の特徴的な推進方法については、その効果や実現可能性が明らかになるよう記述すること。

また、提案の中で特に強調したい取組は、詳細に記述すること。

場所

特定の地区で重点的に行う取組については、都市・地域におけるその地区の位置づけ、都市・地域全域への取組の展開や削減の波及効果について考え方等を記述する。

また、その場所が特定できる地図を参考資料として添付すること。

実施主体

取組を実施する者について可能な限り具体的に記述する。

実施時期

取組の開始時期と期間について可能な限り具体的に記述する。

削減見込み

事業の進捗や効果の把握を行うことが可能な取組について、その指標や把握の方法、又はそれを基に推計を行う場合の温室効果ガスの削減見込みについて記述する。

削減見込みの算定にあたっては、現行の『地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル』及び『環境モデル都市における温室効果ガス排出量等の算定方法（H23.11.09 低炭素都市推進協議会温室効果ガス排出量等の早期算定手法統一基準検討WG了承）』を参考に、自治体独自の要素があればこれを加味して行うものとする。その際、排出係数については、毎年変動する排出係数の外部要因を排除し、都市の取組による温室効果ガス排出量の影響を把握するため、最新の公表されている係数を使用する。但し、自治体が各自治体の削減計画等において既に使用している係数があれば、これを用いてかまわない（この場合は何年度の係数かを明記すること）。

住宅・建築物の省エネルギー化、太陽光発電システム等の設備の普及状況、街区・地区レベルでのエネルギーの有効活用状況、緑地の整備状況などを削減効果に見込む場合にはその前提についても記述する。

フォローアップの方法

削減状況や施策の進捗状況の把握等、フォローアップの方法について可能であれば記述する。

③ 課題

取組の実施にあたって法令の規定等による制度的な課題が想定される場合等に、どの取組についての課題なのかを明らかにした上で、その課題の内容を記述する。

3. 平成 25 年度中に行う事業の内容

平成 25 年度中に行う下記の例に示す事業等について主要なものの内容を記述する。

例)

- 提案内容の実践的具体的検討のための事業
- 環境モデル都市アクションプランの策定に向けた合意形成のために

行う事業

- 環境モデル都市アクションプランの先行的な実施のために行う事業

4. 取組体制等

環境モデル都市アクションプランの策定及び実施を円滑かつ効果的に進めるためには、都市・地域の住民グループ、NPO、企業、研究機関等様々な主体の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組む必要がある。また、自治体において部署間を横断する全庁的協力体制が構築され、取組を牽引する人材が育成されることが重要である。

温室効果ガスの削減に向けた下記の例に示す取組体制について記述する。

既存の枠組みを活用する場合には、既にその枠組みの下で行われている取組の状況を記述する等により、実効性が確保されることについて記述する。

例)

- 市町村における推進体制の整備等
- 計画に基づく事業・措置の推進、効果検証のための事業者や市民等の様々な主体の参加及び各種の施策、事業等との連携・調整等
- 大学、地元企業等の知的資源の活用

V 募集期間・応募書類の提出方法

(募集期間)

平成 25 年 ■■ 月 ■■ 日 (■) ～ ■■ 月 ■■ 日 (■)

(募集締切)

平成 25 年 ■■ 月 ■ 日 (金) ■■ : ■■ 必着

※締切後の提出は一切認めない。

(郵便事情等で紙媒体の提出が遅れる場合にあっては、電子メールの到着を提出と見なす。)

(提出方法)

応募書類については、下記まで郵送及び電子メールの双方で、提案書様式 1, 2 及び参考資料を送付すること。

なお、様式については内閣官房地域活性化本部会合のホームページ (<http://ecomodelproject.go.jp/>) にあるファイルをダウンロードして使用してください。

○郵送にあたっては下記の資料(紙媒体及び電子媒体)を送付すること。

※封筒に「環境モデル都市提案書類在中」と朱書き記載

紙媒体：15部(A4、片面、パンチ(左2穴))

表紙、提案書様式 1、2、参考資料一覧及び参考資料の順で並べダブルクリップ等でとじる。表紙には「●●県●●市環境モデル都市提案書」と記す（様式は任意）。

電子媒体（CD-R）：15 セット

電子媒体には「提出日、市町村名、タイトル」を記載する。

（例 131010、〇〇市、環境モデル都市提案書（様式1））

提案書様式 1、2 及び参考資料について、拡張子が.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx 又は.pdf いずれかの形式の文書ファイルで作成したもの。電子データのファイル名は、「提出日、市町村名、書類名」とすること。

- 電子メールによる送付にあたっては、提案書様式 1、2 を「●●県●●市（又は区・町・村）.pdf」の名称の 1 つの PDF ファイルに統合した上で下記のアドレス宛に送付すること。（参考資料の PDF ファイルは電子メールで送付しないこと。）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案様式のどの記述に対応するものであるか明らかになるようにすること。

- 提出先：地域活性化統合事務局

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 7 階
福田、和田

アドレス：g.eco_model@cas.go.jp

（提出資料の扱い）

提出された提案書様式 1、2 及び参考資料については原則公開とする
地域活性化統合事務局
東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎
電話：03-5510-2199 福田、和田

タイトル		
提案団体	市区町村名を記入 ※ 連携提案についてはとりまとめ市区町村 又は都道府県に◎印を記す ◎ . . . 市 . . . 市 . . . 市	人口： 人 ※連携提案については↑に合計人口を記す とともに、↓に各市の人口を記す . . . 人 . . . 人 . . . 人
担当者名及び連絡先	担当者の所属 ※連携提案についてはとりまとめ市区町村の担当者を記す 氏名 電話番号/ファックス番号/メールアドレス	
1 全体構想		
1-1 環境モデル都市としての位置づけ		
都市・地域の規模、自然的・社会的状況、取組内容等から見た提案の先導性とその取組や取組の波及等を通じて実現される温室効果ガスの削減効果の考え方、地球温暖化問題への対応にとどまらない幅広い効果等、提案を評価する際の観点提案の特徴について記述する。		
1-2 現状分析		
1-2-① 温室効果ガスの排出実態等	都市・地域の温室効果ガスの排出実態について、全体の排出量、部門別の排出量、及びその推移について記述し、更にその特徴について簡潔に記述する。 <ul style="list-style-type: none"> 民生部門の排出の大きい大都市における削減の先導的な取組であり、温室効果ガス排出量の多い〇〇市において、大幅な削減が期待される。 都市・地域の資源を活かした取組で他の都市・地域や他の取組にも汎用性のある考え方を有しており、全国における同様の取組普及により温室効果ガスの大幅な削減が期待される取組である。 また、これまでの温室効果ガスの削減に向けた取組を行っている場合には、取組内容とその効果を踏まえ、今回の提案がこれまでの取組のどこを活かし、課題にどう対応していくのか明らかにする。	
1-2-② 関係する既存の行政計画の評価	計画の名称及び策定時期	評価

1-3 削減目標等															
1-3-① 削減目標	<p>都市・地域の将来像、2050年に向けた長期の温室効果ガスの削減目標とその中間的な目標としての中期（20～30年程度。以下同じ）の温室効果ガスの削減目標を記述する。</p> <p>都市・地域内での削減目標の他、都市・地域における取組により他地域や日本全国又は全世界から排出される温室効果ガスの削減効果が得られる場合にはそれも記述する。</p>														
1-3-② 削減目標の達成についての考え方	<p>排出実態やこれまでの取組等（1-2）の記述を踏まえ、1-3-①に掲げる削減目標の達成に向けた考え方を記述する。</p> <p>中期の取組み方針についてはその内容を下記の欄に記載する。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組み方針</th> <th>削減の程度及びその見込みの根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(例) 都市構造の変革 公共交通の整備とあわせ、コンパクトな都市を形成することにより、運輸部門のCO2排出量の大幅削減を目指す。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>(例) ××××</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>(例) △△△△</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>(例) ◎◎◎◎</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組み方針	削減の程度及びその見込みの根拠	<p>(例) 都市構造の変革 公共交通の整備とあわせ、コンパクトな都市を形成することにより、運輸部門のCO2排出量の大幅削減を目指す。</p>		<p>(例) ××××</p>		<p>(例) △△△△</p>		<p>(例) ◎◎◎◎</p>					
	取組み方針	削減の程度及びその見込みの根拠													
	<p>(例) 都市構造の変革 公共交通の整備とあわせ、コンパクトな都市を形成することにより、運輸部門のCO2排出量の大幅削減を目指す。</p>														
	<p>(例) ××××</p>														
	<p>(例) △△△△</p>														
	<p>(例) ◎◎◎◎</p>														

1-3-③ フォローアップの方法	温室効果ガスの排出状況の把握や計画の見直し等フォローアップの方法について記述する。
---------------------	---

1-4 地域の活力の創出等

取組の実施により期待される都市・地域の活力の創出や住民の生活の質の向上等、地球温暖化問題への対応にとどまらない幅広い効果について記述する。

※必ず改ページ

2 取組内容（※取組内容の整理にあたっては「1-3-②削減目標の達成についての考え方」に記載された取組内容の整理の枠組みを基礎とした柱に沿って取組を分類すること。）

2-1 （例）都市構造の変革に関する事項

2-1-① 取組方針

（例）中心市街地の活性化や大規模店舗の郊外立地の規制等により、都市機能を集約させ、併せてバス路線の見直しを行い、効率的な移動を可能とすることにより、運輸部門のCO2排出量の削減を目指す。
 また、〇〇通りについては当面車の流入規制の社会実験を重ね、将来的にはトランジットモールの導入を目指す。

2-1-② 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所	主体・時期	削減見込み・フォローアップの方法
(a) 〇〇〇〇の実施		削減の見込み 事業の進捗や効果の把握を行うものについてその指標や把握の方法について記載する。
(b) ××××の実施		

2-1-③課題

取組の実施にあたって制度的な課題等が想定される場合にはその内容を記載
 (a) 〇〇〇〇の実施について、×××の課題がある。

※必ず改ページ

2-2. (例) ××××に関する事項

2-2-①. 取組方針

2-2-②. 5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所

主体・時期

削減の見込み・フォローアップの方法

2-2-③課題

※必ず改ページ

2-3. (例) △△△△に関する事項

2-3-①取組方針

2-3-②5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所

主体・時期

削減の見込み・フォローアップの方法

2-3-③課題

※必ず改ページ

2-4. (例) ◎◎◎◎に関する事項

2-4-①取組方針

2-4-②5年以内に具体化する予定の取組に関する事項

取組の内容・場所	主体・時期	削減の見込み・フォローアップの方法

2-4-③課題

取組の実施にあたって制度的な課題等が想定される場合にはその内容を記載

必ず改ページ

3. 平成 25 年度中に行う事業の内容	
取組の内容	主体・時期
4. 取組体制等	
行政機関内の連携体制	
地域住民等との連携体制	
大学、地元企業等の知的資源の活用	取組の一部のみに関連する場合には該当する取組の番号を記載 例) 2-1-②-(a) ○○○○の実施について、××、△△から技術の提供を受け・・・

※ 5年以内に具体化する予定の取組については、その実施箇所を一覧できる地図を添付すること

※必要に応じて適宜、行や欄の追加、注記・例示の削除を行ってよいが、様式1、2の全体の枚数は10枚程度とすること。また、様式に入力する文字は10.5ポイント以上とすること。

1-1 環境モデル都市としての位置づけ

1-2. 現状分析

1-3. 削減目標等

1-4. 地域の活力の創出等

環境モデル都市のイメージ

「環境未来都市推進委員会（環境モデル都市ワーキンググループ）」

選定基準の運用方針や選定の手続き、申請に対する評価、選定後のフォローアップ等に関しご意見を伺う。

- ◎村上 周三 一般社団法人建築環境・省エネルギー機構 理事長 【座長】
- 浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 柏木 孝夫 東京工業大学 特命教授
- 鮫島 正浩 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
- 竹ヶ原 啓介 株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR 部長
- 藤田 壮 独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究センター 研究センター長

◎ … 座長

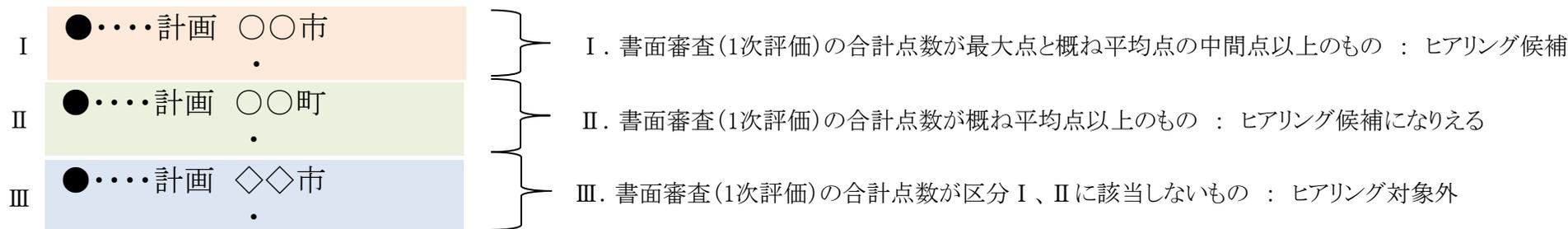
1. 事務局において形式的確認作業を行う。
2. 環境モデル都市WGにより書面審査を行う。(1次評価) (①～⑤の選定基準について定量的評価(A(4点に換算)～E(0点に換算))の判定を行う。定性的評価も含む。)

(取りまとめイメージ)ー1次評定結果一覧ー

	提案者	選定基準					合計	区分 (Ⅰ～Ⅲ)	定性的評価
		①温室効果ガスの大幅な削減	②先導性・モデル性	③地域適応性	④実現可能性	⑤持続性			
1	〇〇市	3	4	3	2	3	15		
2	△△町	4	4	3	3	4	18		

※ 合計点は、各委員の5つの項目全体の合計値を計算し、その点数を、評価した委員数で単純平均(小数点第1位を四捨五入)して算定する。そのため、各委員の5つの項目ごとの点数を、評価した委員数で単純平均(小数点第1位を四捨五入)した値の合計とは異なる場合がある。

区分について (提案案件を以下の3分類に整理)



3. 環境モデル都市WGにて2.の結果を踏まえた総合審査を行い、ヒアリング対象を決定する。(2次評価)
4. 環境モデル都市WGにおいて、提案者からのヒアリングを実施し、選定推薦案を作成する。(3次評価)
5. 政府が、環境モデル都市WGの選定推薦案を検討し、選定都市を決定する。

環境モデル都市提案に係る評価のプロセスと方針について

1. 事務局による形式的確認作業

事務局により以下の項目について形式的確認作業を行う。

- ・ 所定の様式による提案であること
- ・ 応募主体が適当であること（原則として市区町村であること）
- ・ 削減目標が設定されていること

2. 環境モデル都市による書面審査（1次評価）

a) 実施主体

- ・ 環境モデル都市ワーキンググループ（以下「環境モデル都市 WG」という。）

b) 実施目的

- ・ 環境モデル都市 WG が行う 2次評価に資する書面審査

c) 実施内容

- ・ 環境モデル都市 WG は、応募提案について「環境モデル都市選定基準の運用方針」に基づき評価を行う。
- ・ 評価に当たっては、定性的評価（記述による評価）を含むこととする。

d) 評価結果の整理

- ・ 評価結果については、以下のとおり整理する。
 - ① 環境モデル都市 WG の委員の評価（A～E）を 4点～0点に換算し、委員全員の点数を単純平均する。この点数を評価結果とする。
 - ② 平均化された点数については、評価項目ごとの平均及びその合計も記載する。
 - ③ 定性的評価をまとめる。
- ・ 平均値算定にあたっては、小数点第 1 位を四捨五入する。

（区分の整理）

- ・ 事務局は、環境モデル都市 WG の定量的評価の結果のみを用いて、Ⅰ～Ⅲの区分に分類する。
 - Ⅰ：書面審査の合計点数が最大点と概ね平均点の中間点以上のもの（ヒアリングの対象とする候補）
 - Ⅱ：書面審査の合計点数がおおむね平均点以上のもの（ヒアリングの対象となり得る候補）
 - Ⅲ：書面審査の合計点数が区分Ⅰ、Ⅱに該当しないもの

(ヒアリングの対象とはなり得ないもの)

e) 公表について

- ・ 公表しない。

3. 環境モデル都市WGによる総合審査及びヒアリング対象の決定(2次評価)

a) 実施主体

- ・ 環境モデル都市WG

b) 実施目的

- ・ ヒアリング対象の決定

c) 実施内容

- ・ 1次評価の結果を踏まえ、総合評価を行う。
- ・ 具体的には、1次評価で区分Ⅰ（ヒアリング対象候補）とされたものでヒアリング対象としないもの及び、区分Ⅱ（ヒアリング対象となりうる候補）・Ⅲ（ヒアリング対象外候補）でヒアリングの対象とするものについて、個別に審議を行う。また、区分Ⅲの結果についても確認する。

d) 評価結果の整理

- ・ ヒアリング対象及び対象外の2つに分類。
- ・ 区分Ⅰとされたものでヒアリング対象としないもの及び区分Ⅱ・Ⅲでヒアリングの対象とするものについて理由を整理する。
- ・ 上記以外の案件については、1次評価の結果をもって区分の理由とする。

e) 公表等

- ・ 1次評価及び2次評価の取りとめ内容を公表する（ヒアリング対象の公表と併せて実施する）。

【公表資料】

- ① ヒアリング対象（タイトル・提案者名）
- ② 1次評価における区分Ⅰ・Ⅱの評価結果及び区分Ⅲの件数。なお、区分Ⅲの個別名は非公表
- ③ 1次評価で区分Ⅰとされたが2次評価でヒアリング対象とならなかったもの、及び1次評価で区分Ⅱ・Ⅲとされたが2次評価でヒアリングの対象となったものについて、その変更理由

4. ヒアリングを踏まえた環境未来都市推進委員会による選定推薦案の作成 (3

次評価)

a) 実施主体

- ・環境モデル都市 WG

b) 実施目的

- ・ヒアリングを行い、選定対象として推薦するものの案を検討

c) 実施内容

- ・2次評価でヒアリング対象とした案件についてヒアリングを行い、環境未来都市推進委員会において選定対象として推薦するか否か等を評価する。
- ※ ヒアリングは、公開して実施

d) 結果の整理

- ・3次評価の結果については、選定対象として推薦するもの（以下「選定推薦案」という。）（a）及び今回の選定対象として推薦しないもの（b）の2つに分類。
- ・ヒアリングの結果、選定推薦案（a）及び選定対象として推薦しないもの（b）となった案件については、それぞれその理由を整理。
- ・選定対象として推薦する際に、留保条件（※）が附された場合は当該条件も評価結果の一部とする。

(※) 留保条件

- ・取組内容の具体性が多少足りない場合等は評価が下がる可能性があるが、提案自体は推薦に値すると評価されることも想定される。この場合において、環境未来都市推進委員会からの意見として、例えば一部が見劣りする等の指摘事項があった場合でも、選定段階では補正することなく選定する（選定の過程において、提案内容の変更は指示しない）。
- ・その場合は、環境未来都市推進委員会において推薦案件の決定に際して、留保条件を附すこととする。具体的には、前述の例について例示すると、「見劣りするとの意見のあった部分については、提案者側で再検討を行い、熟度を高め、今後の計画策定の段階で反映」の条件を附した案を環境未来都市推進委員会の評価結果として決定する。

e) 公表

- ・ この段階では公表しない（下記5の政府の決定と併せて公表）。

5. 政府による選定都市の決定及び選定結果の整理

- ・ 政府は、3次評価の結果等を踏まえ、①環境未来都市推進委員会の附した留保条件と同じ留保条件を附す、②環境未来都市推進委員会の附した留保条件を修正・追加する、③新たな留保条件を追加すること等の検討を行った上で、選定都市を決定する。
- ・ 仮に環境未来都市推進委員会が附した留保条件を外す場合には、その理由を整理。
- ・ 選定都市を決定する際に留保条件が附された場合には、当該条件も決定の一部とする。
- ・ 3次評価に基づく、環境未来都市推進委員会による選定推薦案（a）を選定都市から除外する場合及び環境未来都市推進委員会において今回の選定対象として推薦しないもの（b）を選定都市とする場合には、その理由を整理。

公表等

- ・ 政府決定後、3次評価の内容と併せて公表

【公表資料】

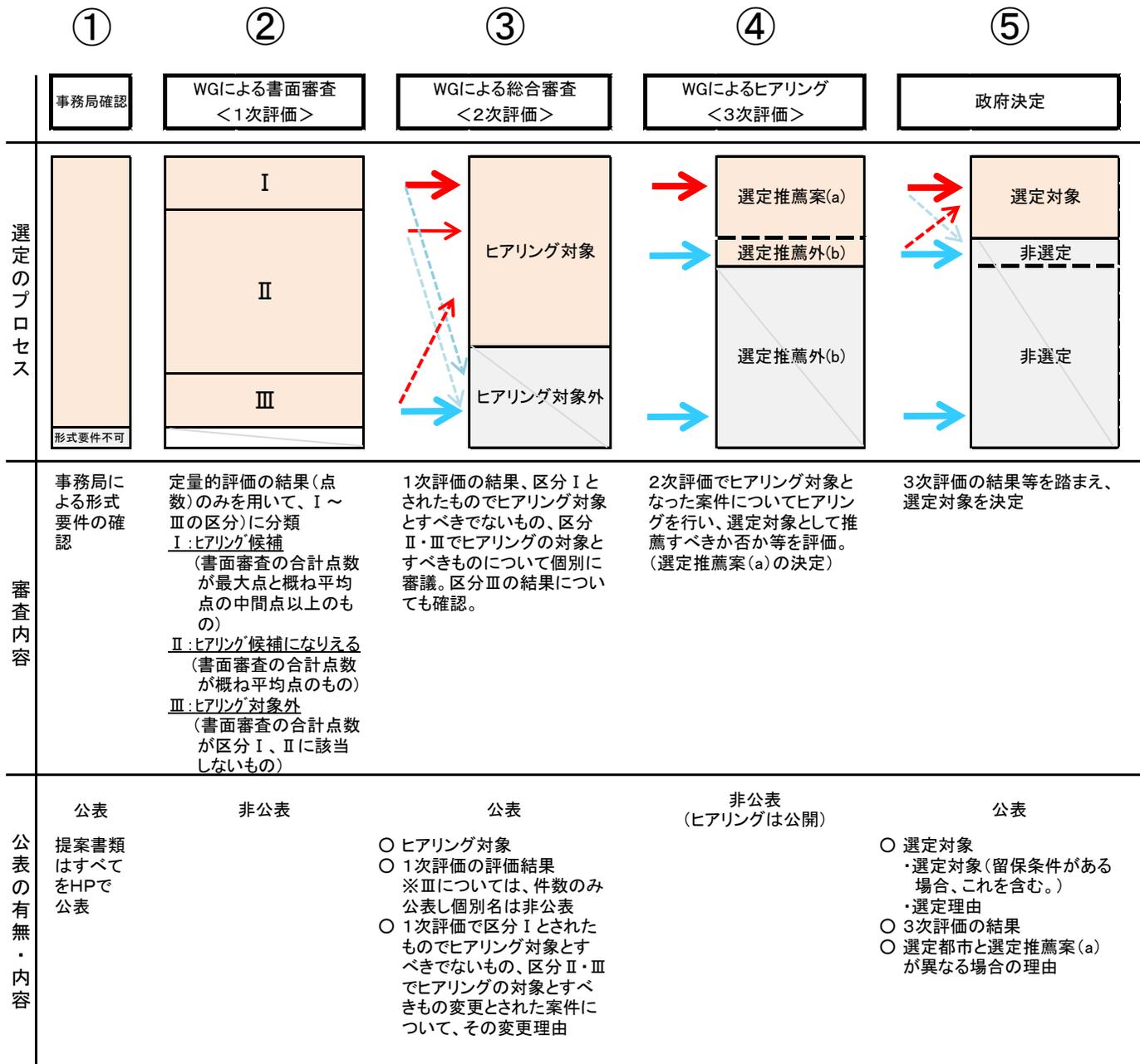
① 選定対象

- ・ 選定都市名（留保条件がある場合には、これを含む。）
- ・ 選定理由（個別）

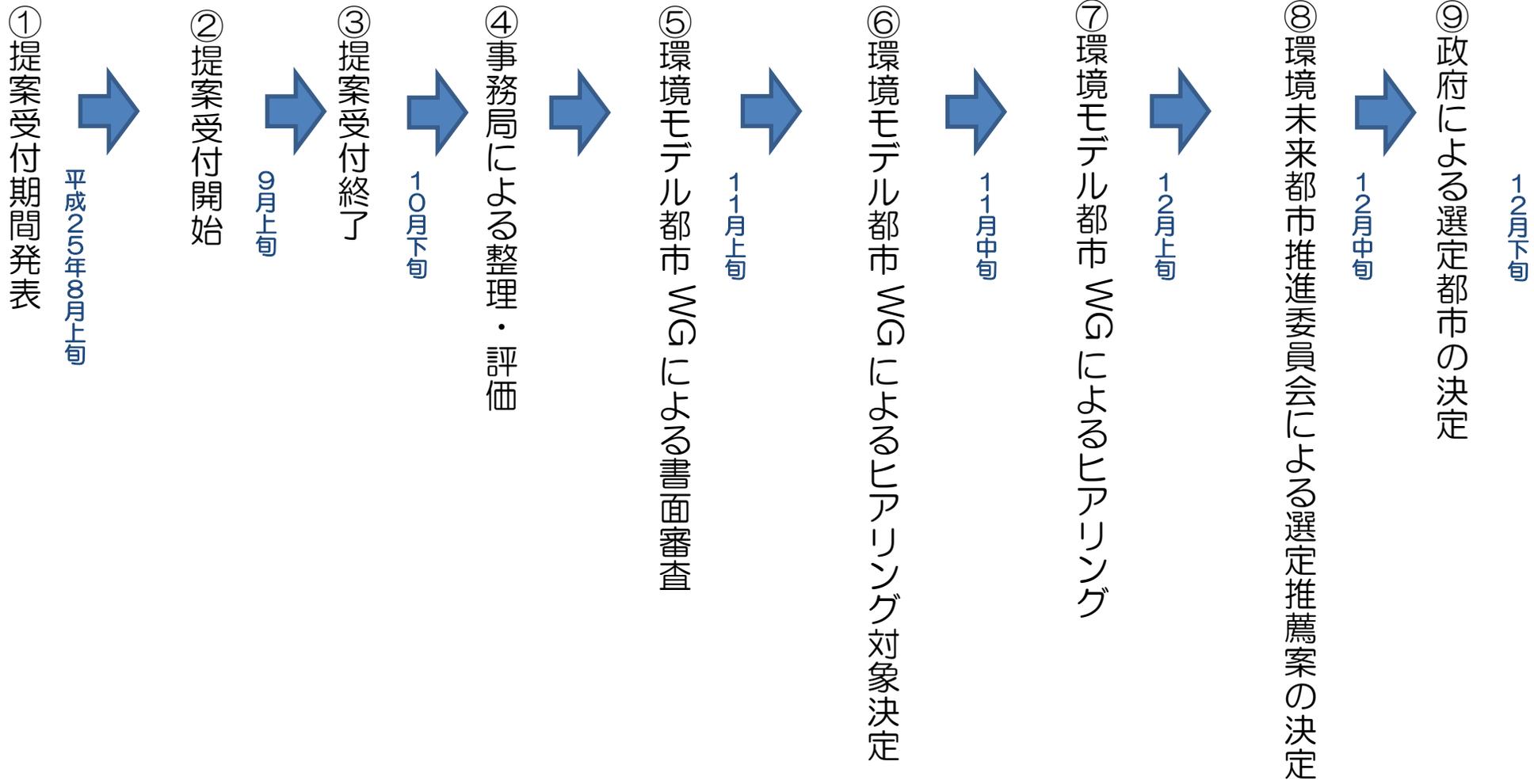
② 3次評価の評価結果

③ 選定都市と選定推薦案とで異なる場合の理由

評価プロセスのイメージ



公募以降の選定スケジュール



評価を進めるに当たっての前提

環境モデル都市の公募にあたり、提案又は関係事業を行う団体（提案又は関係事業を行うことを予定している団体を含む。以下「提案者等」という。）が、環境モデル都市ワーキンググループ（以下「環境モデル都市WG」という。）の委員に接触することも想定されるところであるが、評価の透明性、公平性を確保するため、以下の対応をすることとする。

- ・ 環境モデル都市WGの委員は、提案者等との接触を避ける。
- ・ 提案者（地方公共団体等）には、事務局より検討会の委員への接触を控えるよう依頼する。
- ・ 提案者等と密接な関係（※）を持つ委員は、当該提案に係る評価を辞退する（環境モデル都市WGの委員は、該当する場合には自己申告する。）。
※例えば、委員委嘱期間中（平成24年8月8日～平成25年3月31日）において団体又は協議会の構成員であること、研究・調査等委託契約を請け負っていること、研究室等が資金提供を受けていることなど。
- ・ 環境モデル都市の公募終了後、提案資料を事務局において精査し、提案に密接な関係があると判明した場合も当該提案に係る評価をご辞退いただく。